東京証券取引所 CLUB CABU News (No. 4020) 2016/8/15

http://www.jpx.co.jp/

【本日の目次】

- 1. 新着情報
 - ◆ 金融市場動向を読み解く(9月)開催のご案内
 - ◆ YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介
 - ◆ 上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ
- 2. 市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆第一部前·後場概況
 - ◆週間市況
- 3. マーケットニュース
- 4. セミナー情報

5. コラム

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記 目次 5.コラムを抜粋しております。

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 163

◆最近の開示検査に基づく勧告について◆

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます。)は、開示検査の 結果に基づいて、以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・H28.7.22 株式会社MAGねっとホールディングスによる四半期報告書の虚 偽記載

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160722-1.htm)

【事案の概要】

本件は、株式会社MAGねっとホールディングス(以下「MAGねっと社」といいます。)が、不適正な会計処理により、重要な事項について虚偽記載のある四半期連結貸借対照表又は四半期連結損益計算書を記載した4件の四半期報告書を関東財務局長に提出したことに関し、金融商品取引法に基づき、課徴金を納付することを命ずる旨の決定を行うことを内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行ったものです。

対象となる四半期報告書は以下のとおりであり、これらに係る金融商品取引法に基づいて算定される課徴金の額は1,200万円です。

- ・平成24年6月第1四半期四半期報告書(平成24年8月10日提出)
- 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書(平成 24 年 11 月 9 日提出)
- 平成26年9月第2四半期四半期報告書(平成26年11月13日提出)
- ・平成26年12月第3四半期四半期報告書(平成27年2月13日提出) なお、これらの四半期報告書の訂正報告書は、平成28年6月1日に提出されています。

〇 不適正な会計処理の概要

MAGねっと社は、社長又はその親族等が経営するグループ企業との間において運転資金の融通を行っていましたが、当該親族等が経営するグループ企業に対する短期貸付金、未収利息等に関し、次のような不適正な会計処理を行っていました。

- (1) MAGねっと社の親会社であった株式会社SFCG(旧「株式会社商 エファンド」。以下「SFCG社」といいます)の破綻後におけるSF CG社の破産管財人と当該グループ企業との訴訟等により、融通した短 期貸付金等の回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもか かわらず、当該短期貸付金に対する貸倒引当金を適正に計上せず、また 、当該短期貸付金に係る滞留した未収利息について、損失処理等を適正 に行っていませんでした。
- (2) 当該短期貸付金等の債権をMAGねっと社の関連当事者に譲渡したことに伴う譲渡代金債権について、当該譲渡後に当該関連当事者の財政状

態が悪化したことにより、回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計上を適正に行っていませんでした。

〇 不適正な会計処理の発生原因等

これらの不適正な会計処理が発生した原因等は、主に次の点であると分析しています。

(1) 経理部門の管理体制の不備

- ・・・ MAGねっと社の親会社であったSFCG社が平成21年2月に経営破綻した後に、MAGねっと社及びその子会社への訴訟等により、MAGねっと社内が非常に混乱した状態になり、結果として、十分な時間をかけて会計処理を検討する機会が不足していました。
- ・・・ MAGねっと社の当時の取締役経理部長がグループ企業の役員と兼務となり、さらにその後、MAGねっと社の役職を辞任するなど、MAGねっと社の経理部門における管理体制が不十分な状態にありました。

(2) グループ企業宛て債権の回収可能性の検討不足

・・・ MAGねっと社の貸付先のほとんどはグループ企業であり、MAGねっと社等は貸付元本及び利息を期日通り回収する必要性を認識しておらず、これらの回収が困難となった場合でも他のグループ企業からの支援を受けることが可能であると考えていたことなどから、回収可能性の検討が不十分でした。

(3) 監査人との連携の不備

・・・ MAGねっと社は、会計監査人から貸倒引当金の計上等について指摘等されていたにもかかわらず、当該会計監査人に対してグループ企業の支援が期待できる旨等の説明を繰り返すのみで、十分な議論が尽くされていませんでした。また、会計監査人との意見交換の時間も十分に確保されていませんでした。

証券監視委としては、開示検査等を通じ、企業による適正な情報開示等を実現することにより、投資者保護が図られるよう、今後とも、適切に対応してまいります。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm